

公益社団法人 日本コンクリート工学会 東北支部 表彰規程

制定 平成 10 年

改定 平成 16 年 10 月 6 日

改定 平成 17 年 11 月 2 日

改定 平成 30 年 4 月 11 日

改定 令和 3 年 10 月 5 日

1. 目的

本規程は、東北地方におけるコンクリートに関する優れた研究や業績、支部活動への貢献と功勞に対し表彰を行い、その成果を讃えるとともに、日本コンクリート工学会東北支部の活性化を図ることを目的とする。

2. 賞の名称

◎東北支部論文賞

本賞は、原則として東北支部所属の個人会員（以下支部個人会員と呼ぶ）や支部団体が直接関与した、コンクリートに関する特筆すべき成果をまとめた論文や、東北地方のコンクリートに関する学術・技術の進歩発展に顕著な貢献をなしたと認められる論文を対象とし、その著者を受賞者とする。ただし、受賞の対象となる論文が複数の場合、該当するすべての論文に共通の著者を受賞者とする。また、過去に東北支部賞の他の賞を受賞している場合は、そこに含まれている論文を、今回の受賞対象の論文に含めることはできない。

◎東北支部技術賞

本賞は、東北地方で建設されたコンクリート構造物に関する優れた工事記録やテクニカルレポート、報告といった技術的成果のうち、コンクリートに関する技術の進歩発展に顕著な貢献をなしたと認められるものを対象とし、その著者を受賞者とする。ただし、受賞の対象となる報告等が複数の場合、該当するすべての論文に共通の著者を受賞者とする。また、過去に東北支部賞の他の賞を受賞している場合は、そこに含まれている論文を、今回の受賞対象の論文に含めることはできない。

◎東北支部奨励賞

本賞は、研究あるいは設計業務・施工技術の開発に携わり、その成果（論文、テクニカルレポート、工事記録、等）が独創性・萌芽性及び将来性に富むと認められる個人を対象とし、申請した時点で 40 歳未満の東北支部個人会員で、筆頭著者を受賞者とする。また、過去に東北支部賞の他の賞を受賞している場合は、そこに含まれている論文を、今回の受賞対象の論文に含めることはできない。

◎東北支部作品賞

本賞は、東北地方で造られたコンクリートで構成される造形物（土木・建築構造物及び一般造形物）で、その美的価値、独創性あるいは環境との調和において、技術面も含め優

れていると認められるものを対象とし、原則として支部個人会員または支部団体に、その構築に貢献した者を受賞対象とする。但し、応募に際しては、事業者・設計者・施工者の同意をとること。

◎東北支部功労賞

本賞は学会活動に対する功労者を対象とする。ただし、すでに功労賞を受賞したものは、重ねて同一の賞の受賞者となることはできない。

3. 受賞対象資格

受賞対象者は原則として公益社団法人日本コンクリート工学会東北支部に所属する会員であること(入会手続き中も含む)。ただし、東北支部功労賞のうち下記の②においては、支部団体に所属する個人も受賞対象とする。また、受賞対象者がグループ・団体(個人、法人、組合、企業体など)である場合は、少なくとも、そのうちの一人あるいは1つ以上が公益社団法人日本コンクリート工学会東北支部に所属する会員であること。

研究論文、技術報告ならびに著書等は、募集年度を含めた過去2年間に刊行された「コンクリート工学論文集」、「コンクリート工学年次論文集」、会誌「コンクリート工学」、「Journal of Advanced Concrete Technology(ACT)」および JCI 主催シンポジウムの論文集に限り、その業績が評価できるものとする。工事・事業等については、原則として募集年度末を基準とした過去2年以内に竣工されたものとする。

東北支部論文賞に複数の論文で申し込む際には、応募用紙の応募題目に総合題目を明記すること。

東北支部功労賞は、以下の功労者を対象とする。

①『コンクリート工学会の本部及び支部会員として東北支部の発展に貢献した会員』

受賞候補者は東北支部在住者で、日本コンクリート工学会の正会員として30年以上在籍し、東北支部活動に貢献した者。

②『東北支部活動に著しい功労のあった会員』

受賞候補者は原則として支部長以下の支部執行部経験者や研究委員委員長などを務めた支部個人会員または支部団体に所属する個人で、東北支部活動に顕著な功績が認められる60歳を超えた者。

4. 公募と応募

表彰委員会は各賞候補を公募し、推薦内容が応募要領に合致しているか審査し、受理の可否を決定する。

応募は、東北支部功労賞以外の賞は支部個人会員の自薦または他薦とし、東北支部功労賞は支部執行部や支部個人会員、あるいは各機関、関連団体などからの他薦を原則とする。

応募は、当該年度の1月31日までに推薦書を添えて申し込むものとする。

5. 支部賞選考委員会

受理された推薦書に対しては、東北支部表彰委員会内に設けた「支部賞選考委員会」にその内容について具体的審査を依頼する。

選考委員会の委員は表彰委員会委員長が指名する。また、選考委員会は表彰委員会委員長のほか、土木分野2名・建築分野2名の学識経験者および関連業界2名で構成する。

6. 賞の決定、表彰の時期、方法

表彰委員会委員長は選考委員会の審査結果を取り纏め、その結果に基づき支部役員会で審議し表彰を決定する。

表彰は翌年度の日本コンクリート工学会東北支部通常総会で行い、賞状及び副賞を授与する。

(付則)

1. この規程は令和3年10月5日から実施する。

以上